

令和5年4月18日

保護者のみな様へ

糸満市立学校給食センター
所長 上良 卓
(公印省略)

学校給食の欠食に伴う報告及び給食費の取り扱いについて(お知らせ)

平素より、学校給食センターの運営につきましては、格別のご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

学校給食は、食材を一括で大量に発注・調理しなければならないため、急な個別欠食に対応できません。そのため、長期欠席となる場合は事前に学校へ連絡することより、減免対象になる場合がありますので、早めに学校へのご連絡をお願いします。なお、対象の条件等については、下記のとおりです。

記

【病気や事故など返金する場合の条件】

・返金の対象は、休日を除き5日以上連続で欠食する場合に限り、**6日以降分**からの返金となります。

・返金する場合は、給食センターへ報告が必要です。(保護者→学校→給食センターへ報告となります。)

* 給食提供後の事後報告は対象となりません。(報告時点からの対象となります。)